

論 説

「戦後」イギリス憲法史覚書

—重なり合う統治の歴史的地層—

元 山 健

問題の提起

一 憲法史の方法について

—憲法史における政治、連続、抵抗、自由と民主主義、そして漸進—

- (1) 憲法史研究における「政治」的リアリズムの意義
- (2) 憲法史における「連続」の意義
- (3) 憲法史における「抵抗」の意義
- (4) イギリス憲法史における「自由と民主」又は「法と政治」
- (5) イギリス憲法史における「柔軟性・漸進性」

二 2010年保守・自民連立政権の憲法改革政策

- (1) 労働党の2010年総選挙マニフェスト
- (2) 保守党の2010年総選挙マニフェスト
- (3) 保守・自民連立政権合意（2010年5月11日）

三 イギリス憲法の20世紀

(一) 自由主義的憲法の時代

- (1) 19世紀ヴィクトリア朝憲法概観
- (2) 19世紀ヴィクトリア朝憲法の本質

(二) 自由民主主義的憲法の時代

- (1) 男女普通選挙権の獲得と労働党の成長
 - ① 男子普通選挙権の獲得
 - ② 階級代表政党の憲法的承認
- (2) 自由民主主義的な貴族院改革とイギリス憲法の重層性
- (3) 新しい政治における効率と責任

(三) 社会的民主主義の憲法的承認を求めて

- (1) ポブライズムの挑戦—社会的民主主義憲法への序曲—
- (2) 公社と社会的所有の実験
- (3) 民主的コーポラティズムの実験
- (4) 小括

結びに代えて：重層としてのイギリス憲法

問題の提起

論題は、同時代史をイギリス憲法についてまとめてみたいという無謀な企てを素直に記したものである。本稿は、実は、その習作的序論に過ぎなくなるかもしれない。

ブレアの『第三の道』をはじめとする1997年当時の労働党（その系列の人々を含めて）の文書にはモダナイゼーション（Modernization）という語が頻出していた。モダナイゼーションとは何か。それは、「近代化」と訳すべき概念なのか。20世紀末の先進国イギリスの政策で、いまさら「近代化」でもあるまい。それでは、「現代化」と訳せばいいのか。もちろん、政党の政策である、古いものを「今（とこれから）」に合わせるようにするのだから、「現代化」である。その限りで、答えはそう決まっている。だが、果たして、そう決まったものだろうか。これが、一つ目の問題意識である。

この一つ目の問題には、実は、憲法と憲法史の捉え方（方法）がかかわっている。これが二つ目の、方法にかかわる問題意識である。これについても、イギリス憲法の戦後史について、専門研究者の答えがそのまま通用するのか、検討してみたいと思う。そこで、「一 憲法史の方法について」では、アト・ランダムではあるが、幾人かの専門家のこの問題についての見解を紹介しておくことにする。⁽¹⁾

第三に、標題を理解するためには、現在のイギリスの憲法（国家構造、constitution）問題を簡単にでも示しておいた方が親切かもしれない。そこで、2010年総選挙の労働、保守両党のマニフェスト、その後、戦後初めて成立した保守・自民連立政権の政策合意を当該問題に限って紹介しておくことにする（「二 2010年保守・自民連立政権の憲法改革政策」）。これは今を知らなければ、昔がわからないというだけではない。「今の中に昔がある」から紹介しておきたいのである。

その上で、論題の主題にかかわって、20世紀のイギリス憲法の展開を三つの時期に区分して、それぞれについてその特性を抽出しつつ、イギリス憲法の総体的特性を明らかにする試みをしてみたい（『三 イギリス憲法の20世紀』）。それは、冒頭に提起したシンプルな疑問、イギリス憲法又は政治における「モダナイゼーションとは何か」という問への幾ばくかの示唆を含むものになるだろうし、諸学究の憲法史の方法のそれぞれの有効性を確認する作業ともなるであろう。

最後に、論題の「戦後」に鉤括弧を付したのは、イギリス憲法史における「戦後」自体（時期区分を含めて）、検討を要する事柄だからである。つまり、とりあえずの「戦後」である。

一 憲法史の方法について

—憲法史における政治、連続、抵抗、自由と民主主義、そして漸進—

（1）憲法史における「政治」的リアリズムの意義

長谷川正安（敬称を略する。以下、同じ。）は、『昭和憲法史』はしがきにおいて、さいしょ、新旧両憲法のバランス・シートをかくつもりであり、戦前と戦後、旧憲法と新憲法、すべてをあざやかなコントラストのうちにきわだたせるつもりであったが、昭和時代の全期間をつらぬく連続したものを無視してはならないという気持ちがだんだんつよくなってきたと述べる。その理由は、パリにきて、アルジェリアの反乱とドゴール政権による非常大権の発動ぶりを見て、「憲法における憲法典というものの無力さを痛感させられたからである。また、日本で、新憲法の立場から憲法違反としてゆるすべからざる事実（メーデーのデモの禁止、新聞の検閲・削除、軍事特別法廷等々）が、この憲法の祖国にごろごろしているのをみせつけられ、あまりに日本の戦後を美化しすぎてみる見方に疑問を感じさせられたからでもある。」と述べている。⁽²⁾

ここには、早くも1960年前後の時点で、長谷川が、憲法史における連続と断絶の問題性を憲法政治の実態から感じていることが看取される。ところで、政治闘争の過程とその帰結を通して、政治の法としての憲法が、この連続と断絶の統一体としてダイナミックに運動している規範であることを最も良く示しているのが、イギリスの憲法とその歴史に他ならない。長谷川の「はしがき」は、決して「変」ではない。まさに正鵠を射ていたのである。実際、長谷川は樋口陽一との対談で、「成文憲法がないから憲法とは何かということを考える場合には、政治の実態に即して考える以外に考えようがない」と述べているが⁽³⁾、これはまさしくイギリス憲法について含蓄の深い言葉である。これを別言すれば、成文憲法がないということは、政治の実態・営為が憲法の中身を決め、これを継続させ、あるいは、これを改革する決定的な鍵を握っていることを意味する。このことを踏まえないと、イギリスの憲法は理解できないし、憲法史も描き出すことができなくなる、そういう含意があるように思える。

(2) 憲法史における「連続」の意義

大石真は、憲法史研究における憲法を実質的意味の憲法ととらえる。そうとらえることによって、憲法史研究は、憲法典を始めとする基本法典の定めによって決定された、国政上の組織・運営に関する基本的な原理や規範の全体のあり方を指す「憲法体制」の研究と位置づけられる。それは、領域として、①憲法体制成立史、②憲法体制運用史、③憲法思想史（憲法学説史）に三分されることになる。この憲法史を扱う視点として、大石は、「いわゆるイデオロギー的歴史観の陥穽に陥ること」なく、「歴史の内在的理解の必要性」を説く見方に共感を寄せている。その上で、大石は、「現在は過去を克服するとともにそれを継承するが、わが国の戦後は自らの戦前に冷淡で、明治憲法も現行憲法の側から断罪されるべき存在として登場させられることが多い。そこに、私は、過去をよく識り、過去に学んだ上での実在的な態度決定をみるよりも、どうにかして過去を切り捨て、

葬り去りたいという気持ちを強く感じる。だが、言うまでもなく、過去を離れた現在はなく、経験の働きによって過去は現在に生きる。」と説く⁽⁴⁾。

大石は、日本憲法史における連続性を強く意識する学究である。なるほど、経験の働きによって過去は現在に生きる。そうだとすれば、いかなる経験が現在に生きる経験なのかが、次には問われなければならないであろう。そこでは、歴史に連続的に内在する経験が導き出されるのであろう。この大石の方法論ないし視点は、成文憲法典を中心とする憲法体制の国よりも、不文憲法の国の憲法とその歴史を研究する際に、より直裁的に適合するかもしれない。しかし、憲法史が事実の記録の羅列ではない限り、そこには実在的過去の評価、評価者の立場を離れることはできない。そのことを私はイギリス現代憲法史の一つの試みを素材にして論じてみようと思っているのである。

(3) 憲法史における「抵抗」の意義

平野武は、『明治憲法制定とその周辺』において、自らの方法を以下のように明らかにしている。「本書では、大日本帝国憲法（明治憲法）制定に関して、基本的には権力の側と人民ないし民衆の側との二つの側面からアプローチする。」もちろん、「このような権力対人民・民衆という図式については、硬直した観念的な視角との批判」があることを自覚した上で、二つの路線の対立と権力側の勝利にいたる道筋をたどることを目的としているのではなく、「いずれかの側から一面的に考えるのではなく、それぞれの側が持っていた問題点を検討し、相互の影響についても検討」するためにも、このアプローチは有効であると論じる。続いて平野は、久野収、家永三郎、鈴木安蔵、大石真らの業績を丹念に総括しつつ、その上で自らの憲法史に対する方法を以下のように述べている。

明治憲法制定史研究は排除された側の歴史、実現した憲法規範に対抗した理念や憲法構想も検討しなければ、一面的なものに終わる。もちろん、このような憲法構想の研究が、上部構造は下部構造の反映に過ぎないと

いった機械的な見方の克服の上に成り立つことは言うまでもない。「政治的法である憲法が対立する政治的諸力の決着であり、総括であることは否定できないが、同時にそれはその時点での将来への国家の構想であることも事実であろう。」「憲法制定史の研究についてはいわば将来を構想するという観点からのアプローチも重視されるべきではなかろうか」⁽⁵⁾。

見てのとおり、平野は、機械論的歴史観と決別した上で、憲法を政治的法であると断言して、権力者と抵抗者とのダイナミックな相克のなかに憲法史をとらえつつ、それは未来への展望を必然的に内包すると結んでいる。このダイナミックな憲法観は、イギリス憲法の現代史を考察しようとする場合にも、重要な導きの糸となる方法である。過去の抵抗者（ときに敗北者のこともあるかもしれない）の思想と行動の中に将来の構想が潜んでいる。これを汲みあげつつ、語るべき憲法史がある。現代イギリス憲法史の素材にも、この発想が生かされるべき時点は少なくないと思われるのである。

(4) イギリス憲法史における「自由と民主」又は「法と政治」

倉持孝司は、近年の日本におけるイギリス憲法研究の特徴的動向を総括して、その第四の論点について、「『権利』保障に関して裁判所を通しての法的保障が重視され、権力統御のための制度のあり方やいわば一群の非法的保障システムの展開にはあまり関心は払われてこなかった」と述べて、イギリスにおける「権利」保障と民主主義との「不可離の関係」を理解することの重要性を説いている。倉持は、また、「成文憲法典や人権宣言を欠くイギリスにおいては、『市民的自由』の保護の問題は、直接的に総体としての統治機構のあり方をめぐる論議の一環として論じられる。そうだとすると、『市民的自由の危機』が論じられた少なくとも1980年代には統治機構のあり方自体が問われていたということになる。そして実際には、『統治機構の流動化』をめぐる議論は、サッチャー保守党政府成立以前の1970年代にすではじまっていた」と、極めて簡明に現代イギリス憲法史

(龍法 '12) 44 - 4. 270 (1278)

の流れを摘示している。⁽⁶⁾ さらに倉持は、内田力蔵の業績を高く評価したうえで、ブラックストンが「絶対的権利」として「個人の安全」、「個人的自由」、「私的財産権」の3個のみを挙げ、「いわば、イギリス統治構造の全体が、かれのいわゆる『絶対権』の保障の手段をなしていると考えられている」との指摘を、ブラックストンの原典で裏付けて立証してみせる。⁽⁷⁾

倉持は、1990年代が「司法積極主義」の時代であるとの指摘を了解しつつも、その内容に対しては、「市民的自由」の保護に対して一貫したアプローチを展開してはいないのであって、「国家の安全」、「市民的、政治的権利が公益と衝突する場合」の「指針」たりえていないと批判的に総括している。

以上に見られる倉持の優れた憲法的センスに基づく仕事は、イギリス憲法が、ブラックストンが説くごとく、18-19世紀には、端的に「個人の安全と私的財産権の保護の防壁」以外の何物でもなかったという、その本質を明らかにしつつ、90年代に至っても、市民的、政治的権利（表現の自由、集会の自由などを倉持は意識している）の保護者としての役割を果たしきれていない状況を批判的に指摘している。さらに、90年代が、東西冷戦が終焉して、政治的危機対応の一義性が後景に退くことを得始めた時代であって、そうだからこそ、ようやく司法的に紛争を解決しうる余地（司法の領域拡大が可能になった西ヨーロッパ！）が出始めたことを示唆しつつも、イギリスのコモン・ロー裁判所に期待しうること、その程度について留保をしている点も、評価すべきであろう。⁽⁸⁾ その上で、自由の問題が統治機構の問題の中で論じられてきたことをイギリス憲法の特質と述べているが、これは不文憲法であるイギリスの憲法とその歴史を検討する際の要となる指摘である。

(5) イギリス憲法史における「柔軟性・漸進性」

ここでは、ブラッドレイとアリソンのイギリス憲法観又は憲法史のとらえ方を紹介しておこう。

ブラッドレイは、イギリスの統治制度は柔軟であり、この柔軟性の故に、連合王国は、少なくとも1688年以来、革命の激動を免れてきた。とはいえ、17世紀この方、数多の統治制度の変更があったのは事実であるし、その多くは政治闘争を経て戦いとられたものであった。その結果は、王による親政から国会の支持を得た首相の登場への完璧な変化となって現れている。しかし他方では、たくさんの古き制度も遥か昔から今も生き残っており、それらの多くはまさに歴史的持続性の故に敬意を払われ、あるいは、我慢されて存続している。既にバジョットが、憲法を尊厳的部分と機能的部分とに区分して、前者を複雑で堂々としているが実は古めかしくて壊れやすいと評し、後者を断然シンプルでモダンであると評しているように、見た目の憲法的継続性にのみ目を奪われるのは誤りであって、イギリスの憲法と政治には、これまでも、現在も、これからも、重大な数多の変化が生じるのである。

このようなイギリス憲法の漸進的本質は至るところに見られる。例えば、君主が統治権を失って久しいが、なお残るその役割についても、今後、変化があるかもしれない。内閣政治と首相（大統領型）政治との綱引きの問題も一例であろう。1997年以降の労働党政権による憲法改革は、選挙制度、国会の構成、連合王国の構造、人権の保護といった事項について、変更する必要があることを説いている。そして、2010年憲法改革及び統治法（Constitutional Reform and Governance Act 2010）が残された憲法改革諸課題に立ち向かおうとしている。

さらにブラッドレイは、政権交代とその後の政府の対応すべき課題が、2009年に頂点に達したウエストミンスターの政治家たちの政治資金の贅沢な私用一国庫助成による政治資金の用途の合目的性と透明性の確保、その

前提としての政治家の倫理の欠如（確立の必要性）—の問題に焦点が絞られることを予知してくれている。⁽⁹⁾

見てのとおり、ブラッドレイは、連続／漸進／変化だけでなく、漸進性の内実を王制、内閣政治の例を挙げて実証している。その際、重要なのは、王制は役割を変えつつ、今も残って機能しているという認識である。少なからぬ現代国家は、近代を経る中で、王制を廃止してしまっており、それらの諸国では現代の憲法を論ずるとき、国王を論じる余地はない。イギリスでは、論じる余地がある。王制のモダナイゼーションとは、イギリスでは、いかなる位置づけがされるべきなのであろうか。

次に、ブラッドレイがイギリス憲法の歴史性について、極めて対照的な2つの研究として挙げた研究者の一方であるアリソンの方法を見てみよう。⁽¹⁰⁾ここでは、歴史的方法、特にイギリス憲法の継続性と変化、その重層性の理解の重要性について、近年のイギリス憲法学の動向を見ることが目的なので、アリソンの仕事を一瞥するにとどめる。したがって、アリソンの見解を批判的に検討することが課題ではない。アリソンは、ここ数十年の憲法改革がイギリス憲法そのものの正当性への懐疑さえもたらしめている現状を認め、この諸改革を紹介しつつ、その現代に至るまでの発展をたどって、イギリス憲法を「継続性と変化」に立脚した歴史的憲法ととらえる。このようにイギリス憲法をとらえるアリソンは、しかし、その方向性をダイシー理論の再定位とコモン・ローの歴史的・漸進的力能に求めようとする。後者について、「コモン・ローの経済的適応性 (economical adaptation. この語は、「経済的」というより効率的で無駄がないというような感覚であろうか) は、変化を極小化することで論争を限定し、継続性という外観を極大化し、そして、抽象的な法的及び政治的原理論争を回避する。」と、高く評価している。⁽¹¹⁾

見てのとおり、ここで重要なのは、「イギリス憲法を十全に理解するためには、歴史意識を欠くことはできない」⁽¹²⁾ということであり、それは、

即ち、近世（もしかすると古代、中世）、近代、現代、そして現在が、制度と機能の両面で、そのまま、あるいは、機能的に変化しながら、積み重なり、流動しているという、そのダイナミックな営みを理解する必要があるということであろう。もちろん、その展開方向を、アリソンのように展望するかどうかは、論ずる者の立場によって異なるであろうが、歴史的方法の、継続と変化（断絶）の重層性についての認識の重要性を理解することがここでは重要であろう。

二 2010年保守・自民連立政権の憲法改革政策⁽¹³⁾

(1) 労働党の2010年総選挙マニフェスト⁽¹⁴⁾

既に2010年総選挙を経て、2年近くが経過しており、宙づり議会（ハング・パーラメント）下での保守・自民連立政権の意義、その活動について、批判的な研究が現れつつある。そのことを承知した上で、ここでは、労働、保守両党の選挙マニフェスト、連立政権合意書のうちの憲法改革にかかわる政策提言を簡単に紹介して、ブレア／ブラウン政権以降の「憲法改革」政策の理念と方向を一瞥しておくことにする。その一瞥をつうじて、13年にわたる労働党政権の「憲法改革」、遡って、サッチャー／メージャー政権の「憲法改革」が、いかに継承され、変化していこうとしているのかを示唆しておきたい。なぜなら、これもまた、既に述べたように、イギリス憲法の現代史をたどる際のひとつの前提的認識となるからである。

そこで、労働党のマニフェストから見ていくことにしよう。ゴードン・ブラウンの「あいさつ」の序は、アフガニスタン派遣軍への謝辞、新たなグローバル経済の時代の大危機のなかにあること、そして三番目に政治家に対する国民の信頼の回復を挙げている。だが、ブラウンの「あいさつ」は、2010年時点の最大課題として、経済問題が基調を占めている。

即ち、ブラウン「あいさつ」にはもはや「憲法改革」はない。

マニフェスト本体の「序章」では、その最後に憲法改革提案が総括的に述べられている。「労働党は、政治と政治が仕えるべき国民とを再結合すべくわが国の民主主義の根本的改革を提案する。世界経済危機がわが国の経済に衝撃を与えたのとまさに同じく、議員経費に関する危機（スキャンダル）はわが国の政治システムに混乱（信頼は地に堕ちた）をもたらした。この政治危機は、幾人かの議員の振る舞いが全く受け入れられないことを示しただけでなく、政治システムが閉ざされていて国民との接点を失っていることを明らかにした。」さらに、本論では、具体的に、議員の給与・手当・年金等の適正化のために、「独立国会経費基準局（Independent parliamentary Standards Authority）」の設置、ロビー活動等を規制するために、「ロービイスト登録局（Statutory Register of Lobbyists）」の設置、「議員の職務との衝突をきたす議員による有給の兼職の禁止」等を提案している。さらに、レファレンダムを条件として、「庶民院の投票制度の選択投票制への変更」、「貴族院に代わる比例代表制（open-list proportional representation）による民選第二院の創設」が提案されている。レファレンダムを要さない提案として、「固定任期制国会」、「成文憲法典制定への手続・日程を検討する全政党委員会の設置」、「16歳選挙権」、「国会の特別委員会の強化」、「国会への多様な民意の反映の確保を保障するため、労働党内でのマイノリティ重視の候補者選定」等を提案する。

以上のマニフェストを一読してわかるのは、選挙時点では議員の経費濫用が大スキャンダルの最中であったこともあり、議員の経済的利害の浄化が筆頭になっていることである。その他、「庶民院の選択投票制」や「第二院の比例代表制」の提言は、代表の正統性の優劣・分裂をもたらしかねないし、庶民院の優越を定める国会諸法（Parliament Acts）もそのままではすまなくなるであろう。民意の正確な反映とのかかわりで、その役割を政党が社会の多様性を反映する最初の器として位置づけられている点も興

味深い。「選挙制度改革」、「固定任期制国会」、「成文憲法典制定のための日程検討委員会」などは、自由民主主義党支持票への対策とも考えられる。これらはいずれも、それぞれに個別に検討されるべき価値のある課題であろうが、ここでは、ブラウン政権が、基本的に、ブレア時代同様の憲法改革を継承しつつも、そのテンポは緩やかになっていること、さらに、国会の行政権統制権の強化については、これを謳うだけで、他の方策と比べて、突然、具体性が乏しくなること、保守党マニフェストと連立政権合意書の提案の具体性と対照的であることを指摘しておこう。

(2) 保守党の2010年総選挙マニフェスト⁽¹⁵⁾

保守党キャメロンの「あいさつ」及び本論「序言」は、保守党の政策の3本の柱を挙げる。経済の回復と成長のための計画（経済政策）、強い社会（社会政策）、根本的政治改革（憲法改革）である。この3本柱は、経済、社会、政治、環境、国際関係・安全保障の5章に区分されている。

ここでは第三章「政治を変える（Change Politics）」を中心に、その政策を紹介してみよう。

2010年当時の政治家の腐敗スキャンダルが炙り出した課題が、労働党同様、保守党にとっても、有権者に解決策を示すべき優先課題として挙げられている。キーワードは、カット（cut）である。国会の議員定数のカット、ホワイトホール（中央行政）の領域のカット、政治のコストのカット。さらに、保守党は、決定を国民の身近なところに近づけることを一貫したポリシー（経済、社会政策についても）としているが、さりげなく、「ブルッセルからブリテンに」近づけると公約している。

「ウエストミンスターの浄化（Clean up Westminster）」の節では、重大な非行により有罪判決を受けた議員を当該議院を選出した選挙区の有権者がリコールできるとする法案の提出が提案されている。また、「市民にもっと権力を（Give citizens more power）」の節では、10万人以上の署名のある請願については、国会で公式に審議されるようにすべきで、そのた

(龍法 '12) 44 - 4, 276 (1284)

めの法案（Public Reading Stage for Bills）の提出が約束されている。選挙制度については、小選挙区制の維持が主張される。貴族院については、主として被選挙議員からなる第二院の実現に向けての合意を獲得するよう努力するとされる。（We will work to build a consensus for a mainly-elected second chamber）。

政治腐敗との関連で、透明性の確保の政策には多くのスペースが割かれているが、その中で、「クワンゴウ・ステイトの抑制（Curtail the quango state）」の節は、労働党の下で700以上のクワンゴウ（いわゆる特殊法人に近似。以下、クワンゴウと記す）が460億ポンドの予算を消費していること、その運営は官僚に委ねられているが、そもそも政府の政策については大臣が責任を負うべきであり、国民に選ばれていない官僚が負うべくもない。保守党は、技術的機能を有するクワンゴウや政治的公平性を要するクワンゴウを除いて、すべてのクワンゴウを廃止する。国会の特別委員会にクワンゴウの経営者を始めとして重要な公的任命人事について承認のための聴聞をする権限を付与する。同じく特別委員会に、クワンゴウの予算の審査権を付与する、特にBBCについては会計検査院がその会計を全面的に審査することができるようにする。

市民的自由の回復（Restore our civil liberties）については、労働党の指導する国家を「データベース・ステイト」と決め付けた上で、史上類のない歴史的自由への攻撃、特に個人のプライバシーへの攻撃がなされていると批判する。そして具体的には、IDカード、国家アイデンティティ登録局（National Identity Register）、コンタクト・ポイント・データベースの破棄、DNAデータベースの利用の適正化（犯罪に関連した者に限定するなど）を提案する。その上で、人権法をUK権利章典に置き換えることを提案している。

見てのとおり、労働党が政治改革を国内政策の末尾に置いたのに対して、保守党は、環境政策が末尾に置かれ、政治改革の課題が大きな位置を

占めている。それはキャメロンの「あいさつ」を見れば、一目瞭然である。

また、3つのカットを提言しているが、その中で、誰にでも分かりやすい提言は「国会議員の定数削減」かもしれない。しかし、この政策の実現は容易ではないかもしれない。ホワイトホールの領域のカットは、端的に、特殊法人の見直しと廃止として示されている。それは政治のコストのカットと連動しており、クワンゴウの業務を民間に移すことは、保守党のいう「大きな社会」の実現に連動している。保守党は、大きな国家に反対しつつ、「大きな、共同する、社会」を謳い、単にクワンゴウ国家を解体するのではなく、クワンゴウの仕事のうち必要なものについては、これを「社会」的に行おうとするのである。保守的な意味での「社会」の憲法への登場が予期される。後に次章でのべるように、「社会」概念はイギリス憲法の理解にとって不可欠な意義を持っており、その旗印を保守的に掲げようとしているのではないだろうか。

ウエストミンスター改革提案については、一部修正されながら、連立政権合意に取り込まれて、その一部は、第一年目の立法期に法案として提出され、実現したものもある。これらは、労働党政権の憲法政策を部分的に継承しているように思える。

「市民的自由」の箇所では、データベース（プライバシー保護）が多く、その行を埋めており、提案も具体的である。ブレア／ブラウン政権で大きな展開を見せた成文憲法化とか権利章典議論は後景に退き、簡単に触れられるにとどまっている。だが、クワンゴウ問題とは異なり、前政権の憲法改革を反故にするという言葉はなく、これを前提として必要な限りで改善を加えるという姿勢であるように思える。

(3) 保守・自民連立政権合意（2010年5月11日）⁽¹⁶⁾

2010年の総選挙は、保守党が第一党になったとはいえ、過半数に届かず、1920年代以来のハング・パーラメントをもたらした。ここでは、総選

挙後、連立に合意した保守党と自由民主主義党の連立政権合意のうち、主として、「市民的自由」、「政府の透明性」、「政治改革」をやや詳細に紹介しておく。この合意に沿って立法その他の政策が進められる可能性が高いからである。⁽¹⁷⁾

「市民的自由」については、①自由法案 (a Freedom Bill) の提出、②IDカード等の廃棄、③親の許可なく学校で子どもの指紋採取の禁止、④透明性強化のため情報自由法の拡大、⑤DNAデータベースにおけるスコットランド・モデルの採用、⑥陪審裁判の擁護による歴史的自由の擁護、⑦反テロ立法における権力濫用に対する保障措置の導入、⑧監視カメラの規制の強化、⑨インターネット・イーメール情報の正当な理由なき蓄積の停止、⑩不要な新規犯罪の創設阻止のためのシステムの導入、⑪ECHRの下での一切の義務を認めた上でのイギリス権利章典の制定のための調査委員会の設置、が提案されている。

「政府の透明性」については、①公務員の職務の公開、高級公務員の給与等の公開の各公的機関への要請、②制定法によるロビーイストの登録、③特に大口の寄付の禁止を含む政党政治資金の制限について協議、④主要な公的任命人事を審査する特別委員会の権限強化、⑤公的部門の内部告発保護のための新たな提案、⑥25,000ポンド以上の契約の全面公開、⑦地方当局の議事その他のインターネットでの公開、その他が提案されている。

「政治改革」についての項目は多岐に及ぶが、その主要なものは、①国会の任期を5年に固定し、首相の解散には庶民院での55%以上の賛成が必要とする立法を提案、②選択投票制の採用を前提とした選挙改革のためのレファレンダム法案の提案、③10%以上の選挙区有権者の補欠選挙開催請願に基づき、重大な非行を犯したと認定された当該選挙区選出議員をリコールする権利を付与する法案を早期に提出、④大多数又はすべての議員が比例代表制に基づく選挙で選出される上院の提案を行うための委員会の設置、⑤庶民院改革のためのライト委員会答申の完全実施の提案（その手

始めとして、まず平議員の職務運営委員会の設置、連立政権3年目での政府の議事を検討するための庶民院議事運営委員会の設置を提案)、⑤ウエスト・ロージアン問題検討委員会の設置、⑥議員の経費濫用問題の解決を目指して、IPSAに議員の待遇について検討を依頼、⑦10万人以上の署名による請願が国会で公式に審議されることを保証、⑧法案に対する国民の声を反映するために、「国民意見表明読会 (public reading stage)」法案を提出、⑨政府の「特別アドバイザー」の制限、⑩ウエールズ、北アイルランドの政治改革事項、その他である。

最後に若干の補足をすれば、「ヨーロッパ」の項では、「究極の主権が国会にあることを明確にするための連合王国主権法の制定の可能性を検討する (examine)」として、最も弱い表現 (「検討」) ではあるが、保守党の公約が記されている。

見てのとおり、連立合意によって、自由民主主義党への配慮が加わり、憲法改革は保守党マニフェストより賑やかさを増している。小選挙区制を維持するとの保守党マニフェストと異なり、「選択投票制」の可否を問うレファレンダムが合意されたり、固定任期制国会の法案化が合意されたりしている。前者は、レファレンダムの結果、既に否決されているが、後者については、修正の上で、法律として成立している。これは、総理大臣の解散権に縛りをかけ、日本の学説で言うところの「自律解散権」にも通じるような改革になるように思われる。(18)

三 イギリス憲法の20世紀

20世紀は、二度の世界大戦、冷戦と社会主義体制の成立と崩壊、植民地の独立、完全雇用と大量失業、地球規模での競争・独占とこれに対抗する世界的な市民の連帯、総じて民主主義の進展と矛盾の世紀であり、地球規模で社会的、経済的、政治的な変化をみた世紀であった。憲法に視点を移

せば、それはまた、根本的な憲法的变化の世紀でもあった。日本ではまさに20世紀の前半と後半とで、全く異なる原理の憲法が制定・機能してきた。イギリスでも、20世紀は絶え間ない憲法改革の世紀であった。19世紀末から20世紀初頭のイギリスでは、民主主義以前の時代のヴィクトリア期の憲法が大きな影を落としていた。そこから民主的価値を包含するレベルな憲法（リベラル・デモクラシー＝自由民主主義的な憲法）への移行があり、さらに自由民主主義的な憲法から憲法に社会的次元をもたらした社会的民主主義憲法への部分的移行⁽¹⁹⁾、そして、サッチャーの新自由主義憲法体制からニュー・レイバーの憲法改革へと移行して、20世紀はほぼ幕を下ろす。⁽²⁰⁾ この20世紀を通じて看取できるのは労働党の存在、労働党のイニシアティブが少なくともサッチャー登場まで憲法の形成に大きな役割を果たしている。一言で言えば、ケインズ主義と福祉国家の合意である。保守党の政治もこれを前提にした。そして、サッチャー政権も福祉予算をその支配の間、減らすどころか増やしているのであって、福祉「国家」は解体されても、「福祉」の合意は解体できなかったのであった。

労働党の登場（1900年創設）とともに幕を開ける20世紀、イギリス憲法の発展に関する限り、重大な論点の一つが、ヴィクトリア朝の憲法が、民主的社會主義という形式の新たな政治イデオロギーの発展にいかにして適応したのか、進歩的な社会的経済的变化を身上とする労働党にいかにして適応したのか、ということであることは間違いない。労働党は、（i）憲法原理の境界を公的領域から私的領域にまで拡大し、（ii）生産・配分・交換の諸制度の多くの社会化を図ることで、公的領域の境界を拡大し、（iii）政府の意思決定への参加を促進する制度を、公式・非公式に、整備することによって、政府の意思決定（decision making）への参加の境界を拡大することを約束していた政党であった。⁽²¹⁾

かくて、「社会的民主主義」の実験にまで踏み込んだイギリス憲法の20世紀史を概観することが本稿の課題の一つになる。

(一) 自由主義的憲法の時代

(1) 19世紀ヴィクトリア朝憲法概観

ヴァーノン・ボグダナーは、20世紀におけるイギリス憲法の展開を検討するための前提作業を行った論稿において、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのイギリス憲法の様相を以下のように述べている。⁽²²⁾

バジョットは『イギリス憲法』第二版を1872年に著したとき、ほぼ疑いなく、イギリス憲法はリベラル派にとって典型モデルだと書いていた。しかし19世紀の末には、既にイギリス憲法への信頼が揺らぎ始めていた。ヘンリー・メインは、漸進的平和的にデモクラシーに向かうというウィッグの主張に理解を示しつつも、デモクラシーがその他の政治形態より勝っているという保証はないとも記していたのである。⁽²³⁾

様々な攻撃にもかかわらず、ウィッグ／リベラル的なアプローチは、世紀の転換点までは、依然として、イギリスの支配的な公共哲学であった。リベラル派は、政治システムの病弊の治癒は、民主的な統治を制限するのではなく、その質を改善することにあると信じていた。彼らは男子普選と女性選挙権の迅速な実現を求めたのであった。⁽²⁴⁾

20世紀初頭、保守派の心配にもかかわらず、大多数の教養ある人士は、イギリスの不文憲法は、その柔軟性の故に、うまく機能していると考えていた。貴族院が、ロイド・ジョージの人民予算を否決して、自由党政権が、制定法で貴族院の権限を制限せざるを得なくなるまでは、成文憲法を作らなければなどと考える者は一人もいないといっているほどであった。しかし、この頃から、不文憲法に在る曖昧さが問題になるようになる。それは、例えば、民主制における国王の地位や役割についてであり⁽²⁵⁾、あるいは、内閣の役割についてである。後者につき、19世紀末には、内閣統治の原則は、①連帯責任、②庶民院過半数、敷いては、選挙民に対する答責性、③単一内閣制（連立内閣の例外性、暫定性）、④首相の指導性、であると言われていた。ところが、早くも20世紀始めにはこの4原則はそれ

ほど鮮明ではなくなっている。(26)

国会についても、19世紀末には、執行府への従属、多すぎる法案処理と過密スケジュール、院内幹事の統制の強化（反比例的な議員個人の役割低下）など、今日的現象として指摘される特徴を示していた。国会は帝国議会でもあったわけで、19世紀末には、大帝国をウエストミンスターから指導することは困難を増していた。その上、アイルランドを筆頭に、連合王国内部でさえ、自治を求めて、その支配を脱しようとする動きが増大していた。とはいえ、総体的にみれば、ウエストミンスターには負荷がかかり過ぎていたとの不満の声にもかかわらず、20世紀初頭の中央政府は、20世紀末に比べれば、まだまだ、その役割は小さなものであった。(27)

1900年には、イギリスは「代表民主制」というにはほど遠い状態であった。選挙権は戸主に限られており、複数投票が幅を利かしていた。1910年総選挙で、少なくとも78選挙区で、勝利した政党の議席は、複数投票制のお陰であったといわれている。1918年以前は、投票権は、財産所有又は大学卒業に伴う報酬のようなものであった。実際、イギリスは、1914年には、男子普選ではない西欧で唯一の国ということになっていた。(28)

1885年の小選挙区制の採用は、党機構、党執行部の権力を強化し、党内の少数派を弱体化させることになった。(29) しかも、小選挙区は、人工的に区切りするものなので、代表からコミュニティ又は地域の代表という性格を失わせることになった。とはいえ、20世紀初頭は、まだまだいろいろな選挙制度の採用の可能性について、活発な議論が展開されていた。ボグダナーは、「こうして、20世紀は少々警告の声が挙げられたとはいえ、楽観主義とともに始まった。」のであって、憲法に対する最後の合否判定が、結局のところ、それはうまく機能しているか、という基準に他ならないとすれば、「20世紀の幕開け、イギリス憲法は、勝利の裡にこの試験に合格していたように思われたのであった。」と結んでいる。(30)

(2) 19世紀ヴィクトリア朝憲法の本質

選挙制度と政党・国会の状況を中心に、19世紀のイギリス憲法の本質を批判的に概括しておこう。1867年と1884年に選挙権の拡大があって、全国政党が組織化されていったとはいえ、国会は、基本的にはなお、財産的利益を代表し、これを保護するために存するものであった。選挙権は財産、特に不動産所有を基本にして付与される特権 (franchise) であった。上記の選挙権拡大も、あくまでも「戸主」であることが要件とされていた。⁽³¹⁾したがって、国会は、どうしても男性の財産的利益を保護することになっていた。⁽³²⁾

選挙権だけではない。被選挙権も、事実上は、財産を所有する男性に限られていた。だから、戸主として投票権は得ても、男性労働者が個人の資力で立候補することは実質上不可能であった。その結果構成される国会を、ラスキは、「主要な行動原理をほぼ難なく了解している2グループに区分された1個の政党に統治されている」と評し、この2派に分かれた単一政党は、庶民院では、「貴族の子孫、旧家の構成員、法律家及び実業家、それに若干の教員・陸海軍人・医師・ジャーナリスト等々から構成されている」と記している。⁽³³⁾

労働者がその声を国会に届けることは、この当時、資力・財力だけでなく、法的にも不可能であった。オズボーン判決では、労働党の候補者を労働組合が支援し、議員が国会で労組の見解を代表することは、ロック以来の統治原理を侵害する公序 (public policy) 違反だと述べた上で、さらに、「人民は、その財産の防壁としてその代表の選択を自らに留保しているであって、それ以外のためではありえない……」と判示されている。⁽³⁴⁾ 加えて、貴族院は、1900年時点では庶民院と同等の権力を有しており、その構成も、1958年に至るまで、司教と法官貴族を除いて、世襲貴族だけで構成されていた。彼らは、実質的には、土地財産を中心とするエスタブリッシュメントの守護者として保守的であるとともに、実際圧倒的

(簡法 '12) 44 - 4, 284 (1292)

に保守党に所属していた。まさに貴族院は保守の牙城であった。⁽³⁵⁾

(二) 自由民主主義的憲法の時代

(1) 男女普通選挙権の獲得と労働党の成長

① 男子普通選挙権の獲得

20世紀最初の憲法上の大変化は、この19世紀的ヴィクトリア朝の憲法からリベラルで民主的な憲法への移行にあったといえよう。この方向への最も重要な歩みは、1918年人民代表法（Representation of People Act 1918）による男子普通選挙権の獲得であった。これによって、選挙権（市民たる資格）と財産との関連は実質的に断ち切られた。もっとも、市民資格とジェンダーとの関連が終わるのはその10年後、男性と同じ条件で女性に選挙権が拡大されたときである。1918年法は、これ以外にも重要な改革を行った。例えば、救貧受給者も投票権を得た（これなしには、後述するポブラ区事件も起きなかったかもしれない）。候補者に公的助成が初めて認められたし、候補者個人が負うことができる選挙費用が著しく減額された。これらは、政治的平等者からなる社会、人民主権の形成に役立つものであった。他方、この時点では、複数投票制は残っていたし、選挙費用の限度額も高額過ぎていて、「財産」（ヴィクトリア期憲法の支柱）は制度的に生きていた。考えてみれば、今日も選挙費用の問題は、ヴィクトリア期憲法の「財産」の変形としてこれを見れば、解決されないどころか、民主主義と人民主権の実現にとって、ますます大きな問題を提起しているといえよう。

② 階級代表政党的憲法的承認

自由党は19世紀末から20世紀初頭、既にウィッグという衣を脱ぎ捨てて、福祉や教育、社会保険の構築、あるいは、アイルランド自治などに積極的に関わる姿勢を示していた。実際、選挙で労働者の支持を得ることが政権獲得に必須になっていたからである。しかし、奇しくも1900年に創設された労働党の発展によって、また、直接には自由党の分裂が契機となっ

て、自由党は支配的政党の座から転落していく。労働党は第一次世界大戦の挙国一致内閣の経験を経て、戦間期には、少数内閣を2度組織するに至る。⁽³⁶⁾ここに至るには、「人民主権」の個人主義レベルでの実現（個人の選挙権、個人の市民的政治的権利）にとどまらない民主主義の一層の深化が要求されていた。それは、具体的には、全ての階級とその利益もまた国会に代表されて然るべきだとの合意の政治的・法的な実現であった。そのためには階級の代表を排除しようとする障害が除去されねばならなかった。障害の典型例が、まさに、労働組合が支援する候補者を国会から締め出そうとする前記のオズボーン判決であった。このオズボーン判決という障害もこの移行期に除かれることになった。1913年労働組合法（Trade Union Act 1913）は労働党の財政を確保する規定を持っていたが、これがないければ、労働者階級が議会に代表を確保するのは一層困難になっていたであろう。⁽³⁷⁾さらに、1913年労働組合法によって、労働組合は政治的目的のために別個の基金を設立することが可能になったのである。⁽³⁸⁾

（2）自由民主主義的な貴族院改革とイギリス憲法の重層性

財産に基づくヴィクトリア朝の憲法から自由民主主義的な憲法への移行のこの時期、必ずしもすべての制度が人民代表原理に従ったわけではなかった。例えば、既述のごとく、貴族院は、過去とのつながりとして残存していて、しかも一定の現実的機能を果たしているのであって、これなどは王制とともにイギリス憲法の「漸進」性の典型といえよう。ところで、「漸進」という語は、重層的に残存し、機能するというだけでなく、変化することも示唆している。その意味で、1911年国会法（Parliament Act 1911）は貴族院の権力を削減する重要な一步、「変化」であった。ここでは、同法の改革内容ではなく、余り触れられない同法の序に注意をしておく。そこには、「現在の貴族院を、世襲ではなく民意に基づいて構成される第二院に代えること」が約束されていたのである。これを実現すべくこれまで幾度かの提案がなされてきたが、それは常に退けられてきた。ロイ

ド・ジョージが任命したブライズ子爵を長とする委員会は、庶民院により間接に選挙された議員が圧倒的多数を占める第二院の入念な案を提出した。⁽³⁹⁾しかし、それは無に帰した。1948年の労働党の穏健な提案（世襲貴族＋一代貴族で構成する貴族院）も、同様に、無に帰した。とはいえ、1949年国会法とソルズベリー慣行⁽⁴⁰⁾とによって、貴族院の権力がさらに削がれたことは事実である。加えて、ブレア／ブラウン労働党政権は、世襲貴族代表から議席を奪う改革を行った。さらに今日の保守・自由民主連立政権の政策の行方（比例代表＋任命制）が注目されるに至っている。

これらの一連の貴族院改革（廃止）の歴史的推移は極めて興味深くイギリス憲法の在り様をしめしているように思われるので、若干敷衍しておくことにする。1949年国会法は、もともとは、貴族院の法案遅延権を3会期から2会期に、総計2年から1年に削減する法案であって、1947年に労働党政権により提出され、庶民院は通過したが、貴族院でストップしたのであった。事態を打開するために超党派委員会が作られたが、成案を得るにいたらず、労働党政権の4年目に至って、1911年国会法を適用して、この法案を成立させ、同法案は1949年国会法として成立したのである。この経緯、即ち、超党派委員会が成案を得られず、しかも4年目の政権が、1911年法を使って、1911年法を修正する法案を成立させるということに対して、当時、批判が加えられたが、しかし重要なことは、その後の1951年保守党政権は、労働党の49年法を承認したということである。この承認によって、貴族院の立法権限の削減は、当面の間、旧に復することができない憲法上の規範となったのである。実は、ブレア／ブラウン労働党政権による貴族院改革の土台そのものを否定して、貴族の復権またはそれに類する完全任命制の第二院を構想することも可能ではあったが、2010年総選挙の保守党マニフェストは、前政権の改革を前提として政策を提起しているように思える。⁽⁴¹⁾つまり、ここでも旧に復することはない。まさに、民意を問う総選挙を何度か経たうで、漸進的に憲法規範が形成され、定

着していく有様を見ることができるようと思われるのである。

(3) 新しい政治における効率と責任

ユーイングは、人民の主権の実現には、個々人の政治的平等の実現、階級代表を含む代表制度の実現のとどまらず、第三の要素として、人民に責任を負う責任政府という要素が不可欠であると言う。⁽⁴²⁾ その例証として、政党再編期（戦間期）の宙づり議会（ハング・パーラメント）での労働党政権の顛末に加えて、（あるいは、戦間期の労働党政権が少数政権で十分な責任を果たせなかったことも踏まえてであろうか）本格政権である1945年労働党アトリー政権の在り様を総括して、大要、以下のように述べている。

アトリーは、既に1930年代から、労働党左派（ベヴァンら）と対立し、第二次大戦ではチャーチルの戦時連立内閣で副総理を積極的に勤めた。彼は、戦間期から第二次大戦にかけて分裂していた労働党を戦後の総選挙の勝利に向けて、左派の抵抗を排しつつ立て直したといわれる。とはいえ、実際にはアトリー政権（1945-1951）は、必要な限りで左派も受容しつつ、国有化、福祉国家建設の主要な仕事を成し遂げた政権でもあった。⁽⁴³⁾ そして、そのためには大量の立法が必要であり、抵抗する貴族院を排除しつつ、その仕事を成し遂げるためには、国会の仕事の効率的な運営が彼の第一義的国会改革の課題となった。まさにアトリー政権が腐心したことは、「国会をより効率的な立法機関とするためにはどうしたらいいか」、「代表を通じて表明された人民の意思をいかにしたら遅滞なく、しかも討議と批判ができる合理的な対応を用意しつつ、実現できるか」、ということであった。したがって、責任政府（accountability）の問題はアトリー労働党政権の6年間を通じて、遂に主たる問題意識には上らなかった。リベラルな憲法への移行の時期を含めて、この第三の要素は、他の二つの要素に比して実現の度合いが低かったことになる。⁽⁴⁴⁾

ただ、その中で、その後大きな展開を見せる構想として、クリップスの

「民主主義の現代化」という小冊子を挙げておきたい。そこでは、国会の非効率性ととも、政府与党の平議員たちの耐え難い退屈な政治生活をどうにかすべきだという先見の問題意識があった。クリップスは、国会は精査の仕事を12の省庁別委員会を設置して行い、そこで予算の監督だけでなく、行政の統制、さらに新たな立法の示唆（これを受けて、大臣と省庁は必要な調査を行う）を行うべきだと提案したのである。さらに、クリップスは、当時、形骸化していた国会による枢密院令（行政命令）のチェックをこの12の委員会に担当させるべきことを提案していた。⁽⁴⁵⁾

言うまでもないことながら、これらの国会改革の提言は、庶民院特別委員会制度として、あるいは、2011年新連立政権下での平議員（バックベンチャー）の議事運営委員会の設置となって、数十年の歳月を経て実現されていくことになるのである。⁽⁴⁶⁾ ただし、「責任政府」という理念的文脈の下で、クリップスの国会改革の提案をみるとときには、そこに国会に現実期待される役割についての変化があることに留意しなければならない。つまり、クリップスも、政府の庶民院に対する責任、庶民院による「行政統制」、を強く意識していたことは疑いないだろうが、それが庶民院の統制権の強化だけでなく、それを通して国民に責任を負う政府という理念の実現の一環として各政党が意識するには、政治的経験の歳月がなお必要であったということである。イギリス憲法は、それを担う政治（具体的には政党）の動態の蓄積の中で、歴史的に（忘れ去られることなく）実現されていくという特性を持っているように思える。

（三）社会的民主主義の憲法的承認を求めて

1970年代のイギリス憲法をいかに見るかは、実は、困難な課題である。私は、この時代を「民主的コーポラリズム」と名付けて、その「終焉」をサッチャリズムの登場と対比して、論稿をまとめた覚えがある。⁽⁴⁷⁾ ここでは、確かに二つの問題が意識されていた。一つは、サッチャー主義による福祉国家の解体の問題、「強い国家と自由な経済」の問題であった。そ

してもう一つは、「不満の冬」ともいわれた事態をもたらしてしまった労働党とTUCの間での「社会契約」、コーポラティズム、しかし民主的なその破綻の問題であった。

しかし、この時代の経験をイギリスの現代憲法史（又は20世紀憲法史）でいかに位置づけるかについては、「終焉」と片付けられない別の問題があることに気付かされた。その不足を自省しつつ、ここでは、イギリス憲法における社会的民主主義（又は、社会的）憲法の「終焉」ではなく、漸進性、重層性、総じて歴史性という本稿の関心に沿う形で、この時期を簡単にまとめてみたい。この試練の時期を「終焉」とは見ずに、「社会」的憲法の「挑戦」と位置づけるキース・ユーイングの言説は、この点で、私の見方を一部補強し、一部批判するものであって、参考に値する。⁽⁴⁸⁾ 私の旧稿での見方はリベラルではあろうし、同趣旨の研究者はイギリスでも相当居られる。他方、ユーイングの言説への共感者は、恐らくイギリス憲法学界ではそれほど多くはいないであろう。しかし、それゆえにこそ検討に値するのである。とりわけ、イギリス憲法の歴史性を批判的に眺望しようとする身にとっては。

(1) ポプライズム (Poplarism) の挑戦—社会的民主主義憲法への序曲—

1918年人民代表法とともに、国会は、課税標準価値5ポンド以上の土地家屋の男性賃借人及びその妻で30歳以上の女性全員に、地方選挙権を付与した。さらに重要なのは、同法第9条によって、これまで救貧法の救済を受けているために投票権を剥奪されてきた住民にも選挙権を付与したことであろう。この地方選挙権の拡大が、1919年の地方選挙で、ロンドン・ポプラ区において、労働党の候補者たちが、42議席中39議席を席卷して、従来の支配集団の優位を打ち破る原動力になったことは疑いない。⁽⁴⁹⁾

1855年首都運営法 (Metropolis Management Act 1855) によれば、地方当局には、「彼らが適当と思料する」給与及び賃金を支払う権限が与えられていた。ポプラ区議会 (Board of Guardians of Poplar) は、この権限を (龍法 '12) 44 - 4. 290 (1298)

用いて、職員に公正な労働基準を導入して、男女ともに週4ポンドを支払うことにした。この結果、会計監査人が、ボブラ区が支払うべき公正な地方税額とみなす金額とボブラ区議会が現に支払った地方税額との間に、総額5,000ポンドの差額が生まれ、これをボブラ区議会議員たちが追徴される事態に立ち至った。⁽⁵⁰⁾

この追徴金の取消を求める請求が合議法廷になされたが、案の定、訴えは退けられた。首席裁判官ヒューワット卿（Lord Hewart C.J.）は、以下のように私法のエクイティの原理を持ち出して、民主主義に歯止めをかけようとした。「『彼らが適当と思料する』という文言は、区議会が支払いたいと思う額を支払う権限があると解されてはならない。区議会は、彼らを選挙した区民のマジョリティだけでなく、地方税納付者全体に対しても、受託者の地位に置かれているのである。区議会議員たちは、この受託者の側の人々の利益を犠牲にして、気前良く支払う権限はない。」⁽⁵¹⁾ところが、この合議法廷判決は、控訴院で、アトキン裁判卿（Atkin L.J.）によって厳しく退けられた。その理由は、私法上のエクイティの信託法理を地方税納入者に適用する先例はないということであり、合議法廷が有権者と議会との間に信託の関係があるかのように示唆したことは不注意の極みであり、公法上の義務の問題は、公法の問題として論ずべきだということであった。⁽⁵²⁾ この控訴院判決に対しては、今度は、監査人が上訴した。貴族院は、合議法廷が採用した受託者の法理を民主主義のプロセスに対する抑制原理として肯定したのであった。投票権も持っていない者たち（彼らは法人であるのだから）の利益が、投票権を持っている人々が行おうとしている道筋を決定することができるというわけである。アトキンソン卿（Lord Atkinson）は、「当該地方団体の構成員以外の者によってなされた明確な目的を持った基金の運用にあたる地方当局は、明確にビジネスライクなやり方で、この人々への義務を履行する責任を負っている。この人々に対しては、地方当局は、ある種、他人の財産の受託者の地位にあるといえるの

である」、と述べたのであった。この事件では、投票権を持たない地方税納入者（この場合、具体的には法人がマイノリティになる）を保護するために、裁判所が介入する必要があるとアトキンソンは考えたのであろう。⁽⁵³⁾ 興味深いのは政治の動向である。労働党のチェンバレン（Neville Chamberlain）保健担当相は、当該自治体との交渉を経て、この追徴金を免除するという決定をしたのであった。この決定も訴訟になって、合議法廷は、この大臣の決定を取り消してしまう。この問題は、結局、立法によって解決されるほかに、時のチャーチルたちの政府は、1927年会計監査（地方当局）法（Audit (Local Authorities) Act 1927）を制定して、一方で、ロバーツ判決を覆すとともに（労働党系の自治体の政策実行を容易にした）、他方で、500ポンド以上の追徴金を求められた議員は即時公職を失うと規定し、ただし、過去に追徴をされた者については、その責任を免除するとしたのであった。⁽⁵⁴⁾

このボブラ区事件とロバーツ判決は、自由民主主義的憲法から社会的民主主義憲法（又は、社会的憲法）への移行期の大きな事件であった。憲法は国家だけではなく、社会を視野に入れて構築されねばならないという問題提起が、貧しい民衆たちの投票箱を通じてなされたのである。その後には、社会・経済の変化に伴って、政府が経済運営に大きな役割を果たすようになっていく現実があった。実際、この事件を見ると、あたかも、ニュー・ディール立法とそれに立ち向かう裁判所といった合衆国の構図を、1920年代のロンドンに見ている感がある。

1980年以降、この社会的憲法はサッチャーらの手で大部分解体されてしまった。それでもボブラ区事件を嚆矢として展開する社会的なるものを組み込んだ憲法（constitution）が、20世紀の少なく見積もっても40年以上の間、イギリス憲法の第一の特徴としての地位を占めてきた事実は疑い得ない。⁽⁵⁵⁾ この憲法の社会化は2つの方法で行われるという。その一つ、実体的レベルでは、生産・分配・交換の諸手段の社会化によって、二つ目、手

（龍法 '12）44 - 4, 292 (1300)

続きレベルでは、社会的パートナーシップ (social partnership) の技術の発展によって、行われるのである。

(2) 公社 (public corporation) と社会的所有 (social ownership) の実験

第二次大戦後初めて、労働党は保守党を圧倒する議席を得て政権に就いた。その終了時点で (1945-51)、国民経済の5分の1が公的所有の下に置かれていた。⁽⁵⁶⁾ 保守党は国有化反対を掲げていたが、チャーチルが政権に復帰して非国有にしたのは鉄鋼と道路建設産業だけであった。つまり、国有化の手法は定着していったのである。1970年代の労働党ウィルソン／キャラハン政権の下で、国有化はさらに発展していった。1974年のマニフェストでは、造船業、造船機械、港湾、航空機及び航空エンジン産業、製薬産業、道路保守・建設業、機械産業の公有化が謳われていた。⁽⁵⁷⁾ しかし、この国有化は、責任という面でも効率性という面でも、不十分なものであった。なぜなら、モリソン型と呼ばれるこの国有化は、経営者を大臣が任命し、その経営に対して大臣が国会に対して責任を負うという「公社」方式で進められたからである。それは、やがて、大きな政府、非効率な経済のシンボルとして解体されてしまう。とはいえ、私は、今日の時点で回顧するとき、「公社」という方式の底にある発想自体を再評価しうる余地があると思うことがある。なぜなら、それは、国家・政府は経営を間接的にコントロールするのであって、すべてを政府に吸い上げるのではなく、社会的力能に生産の管理を委ねようとする思考につながり得るからである。これをいかにして、効率性と勤労者の経営参加を踏まえて、政府の責任の向上につなげていくかは、今も課題として提起されているように思われる。

(3) 民主的コーポラティズムの実験—社会的民主主義憲法の手法としての—

社会的パートナーシップは、政府・労働党・労働組合の三者主義 (tripartism)、コーポラティズム (corporatism) とも呼ばれる意思決定の手法である。私は、旧稿では遺漏したが、実際、三者主義はイギリス

憲法に深く根を張っていて、少なくとも1915年の大蔵協定 (Treasury Agreement 1915) にまで遡ることができると言える。このとき労組の指導者たちは、戦時中、ストライキという武器を放棄して、争議の仲裁を受け入れることを約束した。他方、政府契約を行う全業者は、賃金の減額のために半熟練、未熟練工の採用を止めることや戦後に人を雇用するときは戦前の従業員を優先的に雇用することなどを約束していた。⁽⁵⁸⁾

第二次大戦後になると、この三者主義は制度化されて、憲法の次元に現れるに至る。1948年の賃金抑制交渉 (Wage Restraint Bargain) がその走りである。「交渉協定は、それ自体としては、立法の形をとっていなかったが、イギリス経済の重要な側面を規制することに成功しており、それは立法の形をとっていてもなしえないほどのことであって、実際、ある種の超政府的立法と考えることもできる」ものであった。⁽⁵⁹⁾

三者主義はその後いろいろな形態をとりながら、意思決定過程に深く浸透していく。社会契約の時期以前に、それは、マクミラン保守党政権による1961年NEDC (National Economic Development Council) の創設に制度的表現を見ているのである。「政府、経営、労組が一緒になって、わが国の経済パフォーマンスの改善のために共同して乗り出そう」、これが1964年の保守党の選挙マニフェストであった。NEDCは、1992年、保守党によって廃止されたけれども、それまでの間、新たな意思決定の方式として、また、参加を拡大させる方式として、幾度もの政権交代を乗り越えて重要な位置を占めたのであった。

このように、「公社」方式ではなく、社会の基本的集団の同意を得ながら統治を進める、合意の社会的調達という意味での「社会」的憲法は、主要政党の下で徐々に発展して、1974年の労働党とTUCとの間での「社会契約 (social contract)」でその絶頂に達した。このとき、TUCの側では、前保守党ヒース政権下での労使関係法 (Industrial Relations Act 1971) と価格・所得政策に定められている団体交渉に対する法的制約を取り除きた

かった。国会のほうでは、反インフレの処方箋が欲しかった。その結果、生まれたのが、「社会契約」だったのである。⁽⁶⁰⁾「社会契約」は、1974年2月の総選挙の労働党マニフェストでは、「労働党政権の新たな経済政策の中心的特徴」と記され、同年10月の総選挙では、「このマニフェストの中心に社会契約がある。社会契約は、賃金に関する約束だけではない。否、それよりも、国の政策の全範囲をカバーするものである。それは、労働党と労組とがその共通の目的を定める上で立脚すべき土台である。」と説明されたのであった。⁽⁶¹⁾「社会契約」によって、労組運動指導者は前例のない程度に継続的なベースで、意思決定過程に引き入れられた。当時、組合指導者は、労働組合運動は史上経験がないほどの経済・政治・社会問題への影響力を与えられたのであった。⁽⁶²⁾

この「社会契約」は、1975年の白書『インフレとの戦い』と報酬・課徴金・補助金法案（The Remuneration, Charges and Grants Bill）の提出以後、特に、後者の法案はTUCとの合意の下で提案されたこともあって、法の支配と国会主権に反するとして、国会両院で激しい攻撃を受けた。⁽⁶³⁾批判は、翌年1976年の予算の段階となると、一層厳しさを増した。タイムズ紙は、「史上初めて、予算は政府の活動であることを止め、政府と社会の一部分（重要なマイノリティ）しか代表していない外部の団体との交渉事項となった。現代世界で、政府が軍隊に統治されている国はありふれているが、労組によって統治されている国は稀である。」「このコーポレート憲法は、ブリテンの古き自由憲法に劣る、なぜなら、それはより自由でなく、より民主的でないから。大蔵大臣というものは、社会のあらゆる部門の見解や利益を考慮すべきものであろう。ヒーリー蔵相は成人有権者の代表であり、我々には彼を選挙する機会が与えられていた。彼のすることに反対のものもいるであろうが、彼は我々の民主的選択の結果なのである。他方、レン・マレイ氏は、組合員の代表であるに過ぎない。ヒーリーに税金を決められるのは苦痛かもしれない。レン・マレイに決められるのは

屈辱である。」⁽⁶⁴⁾

国会保守党、保守的大マスコミの批判に裁判所からの批判が重なる。例えば、1975年雇用保護法について、ブラウンウィルキンソン裁判官（Browne-Wilkinson J.）は、「団体交渉に個人の労働生活のすべてを委ねてしまう、個々の労働者の契約権を同意なくして委任させるもので、「極めて大きな権力であって、一々が土地の強制取得と同じほど大きな権力である。」と率直に述べているが、ここには、団結ではなく個人、労働ではなく土地所有が判定の基準にされていることが一目瞭然である。⁽⁶⁵⁾ こうした司法的介入の結果、ACASの長はやむなく、同法の廃止を求める文書を雇用担当大臣に提出した。

かくて、「社会契約」は、政財官マスコミの総攻撃を浴びた。それも、前述の通り、憲法を根拠にして、であった。ユーイングは、「ここでは、憲法というものは、社会の変化を反映し、これを伝達するだけでなく、これを妨げるものとして機能するのかどうか、問われてくる。もしそうだとしたら、そこには憲法に固有の価値があって、それは極めて強力で、一貫した成功裏の慣行によって適応できなければならないことになる。マニフェストを提起して選挙で勝利して多数を形成するだけでは不十分である。もう一つの制約がある。」と問題を提起している。続いて、ユーイングは、その憲法的意義の大きさにもかかわらず、奇妙なことに、労働党とTUCの間での社会契約が公法学者の注意を引くことは少なかったと言う。その限りでは私も多数派の一員として、注意をしなかった事実がそう負い目を感じないでよいのかもしれないが、しかし、この経験を歴史的に十分に総括するのはそう容易ではないように思える。実際、この70年代の統治の実験が、たった今述べたように、自由民主主義的な憲法構造の中に、又はそれとともに、いかにしてイギリス憲法（大石の説く「憲法体制」）適合的に組み込まれるのか、この問への回答は今もお困難なままである⁽⁶⁶⁾。

とはいえ、この「実験」は、イギリスのみが孤立して行っていたわけではない。「ドイツ社会民主党政権は、ブランドとシュミットの下で、これが生産、収入、生活水準を拡大するのに合意を獲得する良い方法であることを既に立証している。」のである。⁽⁶⁷⁾

さらにまた、労働組合がその後、意思決定において全く影響力がなくなったとも言えない。サッチャー／メージャー時代であっても、限定的な形で、三者主義は生き残っていたのだし、1997年ブレアの政権獲得以降は、TUCと労働組合は権力の中核への参入を認められてもいるのである。例えば、労組の委員長がイングランド銀行の総裁を勤め、最低賃金委員会にも労組の代表が参加している。つまり、「社会」という地層又は引出しがイギリス憲法という筆筒には幾つか組み入れられているのである。既に示唆したように、問題はその先にある。

(4) 小括

本稿は、サッチャー／メージャー政権が登場する前で、とりあえず、稿を閉じる。少なくとも、当初の課題の幾許かへの回答の示唆はできたように思うからである。サッチャー以降の時代は、「不満の冬」に行き着いてしまった早咲きの「社会的」憲法からの撤退、新自由主義的な市場主義とその修正版（「第三の道」）に則った憲法改革の時代であった。

しかし、例えば、自由民主主義的な憲法の原理を発展させる方向での制度改革として、大臣と省庁の議会に対する責任を強化するためのサッチャー政権初発の1979年の「特別委員会制度」(Select Committee)の導入など、実は、それ一色ではない。

また、ブレア政権は周知のように大規模な憲法改革に乗り出した。それらは、貴族院改革、政党資金改革、小選挙区制に代わるより比例的な選挙制度の実験、スコットランドとウェールズへの分権、直接公選の地域議会に関する国民投票の是非、ヨーロッパ人権条約の国内法化、情報自由法の制定、北アイルランドの政治決着の促進等などである。⁽⁶⁸⁾ このブレアの

憲法政策は、本稿の考察対象である70年代までの労働党政権の憲法改革と明確に異なっている。しかし、他方、この政策は、憲法史に深く根ざしているものでもある。例えば、選挙制度改革について言えば、1918年人民代表法には、庶民院議員のうち100名を比例代表で選出する計画を用意するためのコミッショナーの選任を予定する条項が存していた。貴族院改革提案も、地方分権提案も、歴史的な課題なのである。例えば貴族院改革を求める庶民院の決議は、既に、1918、1945、1969年と続けて挙げられている。⁽⁶⁹⁾ ヴィクトリア朝の憲法の地層は今なおイギリス憲法の基底に厳然と生き残っている。それをモダナイズすることも、20世紀末のブレア政権の課題であった。「未完のプロジェクトの完成」は、その他の国の憲法以上に、イギリス憲法にとっては、不断の課題であるといえよう。そして、それは総選挙でマニフェストを提示して国民の信を得た政党によって、現実の課題解決というプラグマティックなポリシーを介して、実現されていくのである。ときには、裁判所のコモン・ロー的判決（いわゆる個人、自由、とりわけ財産の法としての）を覆すべく、ときには、これを一層推進すべく、政治が、主として立法によって、判決に対決し、あるいは、応答する。その意味で、究極的に、憲法は政治の法である。

その歴史的な過程の蓄積は、大局的に見れば、本稿で区分したように、ヴィクトリア憲法から自由主義憲法へ、次いで、自由民主主義的憲法から社会的又は社会的民主主義憲法へという大きな展開を見せる。もちろん、ヴィクトリア朝の憲法のきれいな清算の後に自由主義的憲法が来るわけではない。現に在る憲法は、大なり小なり地層化されて、我らの眼前に、又は我らから密かに、在る。

結びにかえて；重層としてのイギリス憲法

「いかなる国でも現代政治に対する過去の歴史の影響は強く見られる。

それが特にあてはまるように思われるのがイギリスである。他の先進諸国の政治と比較した場合のイギリス政治の大きな特徴は、その安定性と継続性である。」⁽⁷⁰⁾

イギリス憲法は不文（非成典）憲法である。その特質は、政権交代が「この国の形を変える」国といえるであろう。それがウェストミンスター・モデルである。そして、政権交代を通じて、または、政権交代にもかかわらず、引き継がれていけば、その新たなシステムはこの国の憲法の一部に昇華することになる。国有化「政策」は40年以上維持発展させられて、規範としての硬性さを示して、この国の国家構造（constitution）となったし、その経験は今も蓄積されている。総選挙による国民の合意を土台にして、政党間での合意が成り立ち、継続することによって、既成の合意された事実は規範化する。ここでは、四つのイギリス憲法を見る視点を列記して、稿を閉じることにする。①「合意」による憲法、②「政権交代」による憲法発展、③社会的なるものと連携する憲法、④梅川らがいうところの「継続」の帰結としての憲法。ただし、④については、イギリス憲法は、常に矛盾と対抗の統一体として存在していることを付加しなければならない。ヴィクトリア朝の憲法、近代的憲法、社会的民主主義憲法が、憲法の引き出しに収まっている。それらは互いに矛盾しあいながら、先に記したように、プラグマティックな政治選択を介して、ダイナミックな統一を保ちつつ、前に進んでいるのである。

(1) アト・ランダムではあるが、全くの減茶苦茶な選好でもなさそうである。

例えば、中村政則「戦後史」に見られる諸方法の検討と「貫戦史」という方法の提示などを見られたい。中村政則「戦後史」岩波書店、2005年、5-6頁。

(2) 長谷川正安「昭和憲法史」岩波書店、1961年、iii-iv頁。

(3) 「対論」樋口陽一編「講座憲法学4権力の保障 (2)」日本評論社、1994年、276頁以下。

(4) 大石真「日本憲法史」3-8頁、有斐閣、第2版、2005年。

(5) 平野武「明治憲法制定とその周辺」晃洋書房、2004年、第一章、特に1頁、

19頁。

- (6) 倉持孝司『イギリスにおける市民的自由の法構造』日本評論社、2001年、5頁、11頁。
- (7) 倉持孝司・同上書7頁。
- (8) 倉持孝司、同上書259頁。
- (9) A W Bradley & Keith Ewing, *Constitutional and Administrative Law* 31-3 (15th ed., London, Longman, 2011).
- (10) Bradley, *Id.*, at 31.
- (11) J W F Allison, *The English Historical Constitution: Continuity, Change and European Effects* 5, 7, 16, 237 (Cambridge UP, 2007).
- (12) Bradley, *supra* note 9, at 31.
- (13) 歴年の各党の総選挙マニフェストは、以下のように出版されている。

Iain Dale ed, with an introduction by Alistair B. Cooke, *Conservative Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London, Routledge, 2000).

Iain Dale ed, with an introduction by Dennis Kavanagh, *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London, Routledge, 2000).

Iain Dale ed, with an introduction by Duncan Brack, *Liberal Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London, Routledge, 2000).

また、戦後の総選挙マニフェストについては、現在では、以下のインターネット・ホームページで入手することができる (British Party Election manifestos since 1945; <http://www.politicsresources.net/area/uk/man.htm>)。本稿は、2010年総選挙を紹介したので、前出の資料集ではなく、上記のインターネット及び保守、労働、自由民主主義党 (自民党) のホームページからマニフェストを入手している。

- (14) <http://www.labour.org.uk/manifesto>.
- (15) <http://www.conservative.com>.
- (16) Cabinet Office, *The Coalition: our programme for government*, May 2010.
- (17) これらの諸点については、参照、国立国会図書館及び立法考査局「特集：英国の政治システムとその変容」『レファレンス』731号、2011年11月号。ここでは、ウェストミンスター・モデルについて、斎藤憲司「英国型政治制度はなぜ普及したか」、高安健将「動揺するウェストミンスター・モデル?」、田中嘉彦「英国の貴族院改革」等、連立政権初発の法と政治の現状が歴史的総括も含めて検討されている。
- (18) 任期固定制については、参照、田中嘉彦「英国における内閣の機能と補佐機関」『レファレンス』、同上書、135頁。
- (19) ユーイングは「社会的憲法 (social constitution)」と呼ぶ。彼独自の憲法思想に基づく言葉遣いである。私は、社会民主主義又は社会的民主主義と呼ぶことにする。社会民主主義という語が既に歴史的に一定の意味内容を持っていることを考慮すれば、ユーイングの呼称、又は、社会的民主主義の語の方が適

- 切かもしれない。K. D. Ewing, "The Politics of the British Constitution" [2000] *Public Law* 405.
- (20) ここでいう「憲法」は、大石が説くところの「憲法体制」を含意している。それは、大石が説く意味に加えて、イギリスにそもそも成文憲法典がないことの言わずもがなの結果でもある。
- (21) K. D. Ewing, *supra* note 19, at 405-6.
- (22) V. Bogdanor, Introduction, V. Bogdanor ed., *The British Constitution in the Twentieth Century* 1-28, Oxford U. P., 2003.
- (23) Bogdanor, *Id.*, at 1-2.
- (24) Bogdanor, *Id.*, at 4.
- (25) Bogdanor, *Id.*, at 5-6.
- (26) J. Morley, *Walpole* 154-60 (London, Macmillan, 1889), cited from Bogdanor, *Id.*, at 9. しかし、ボグダナーは、④も含めて、20世紀末、サッチャー政権も、②が失われると首相の主導性が失われて、失脚したという。即ち、4つの原則は揺らぎつつも失われてはいないことになる。
- (27) Bogdanor, *Id.*, at 15, 19-22.
- (28) Bogdanor, *Id.*, at 23.
- (29) 横越英一の60年代の研究は、この時期を論じて圧巻である。横越英一、「近代政党史研究」第八章「政党組織の発展」、勁草書房、1960年。
- (30) Bogdanor, *supra* note 22, at 25-8.
- (31) 「戸主」は、メイトランドによれば、歴史を通じて、投票権のための資格であったし、当時もそうであった。F. W. Maitland, *The Constitutional History of England* 352 (H. A. L. Fisher ed., Cambridge U. P., 1920).
- (32) 「男性のみが国会への代表の選出に参加できる資格があるというのは、この国の不文の憲法の原則」であった。(Nairn v. St Andrews University, [1907] 15 S. L. T. 473)
- (33) H. J. Laski, *Reflections on the Constitution* 26-7 (Manchester U. P., 1951).
- (34) *Per Lord Show of Dunfermline, Amalgamated Society of Railway Servants v. Osborne*, [1910] A. C. 87, at 113.
- (35) 因みに、1906年自由党政権下の貴族院は、自由党88、保守党355、リベラル・ユニオニスト124であった。この状況の中で、1911年国会法の制定につながる政治危機が生じる。P. Dorey & A. Kelso, *House of Lords Reform Since 1911*, at 11 (Palgrave Macmillan, 2011).
- (36) マクドナルド（第一次）内閣（1924年1月-10月）、マクドナルド（第二次）内閣（1929-29年）。歴代首相一覧は、参照、川北稔編、「イギリス史」、山川出版社、1998年、36頁。
- (37) 当時、労働党は労組と社会主義団体だけの加盟で成り立っていて、個人加入が可能になるには、1918年のいわゆるウェッパ綱領まで待たねばならなかった。H. Pelling & A. J. Reid, *A Short History of the Labour Party* 43, 9th ed., 1991. べ

- リング著、小川喜一訳『イギリス労働党の歴史』、日本評論社、1967年、75頁。
- (38) 同法はその但し書きにおいて、個人の政治献金義務の免除を労組が認めるよう要求していた。これは重要とはいえ、前例のない「団結しない自由」の権利の承認であった (Ewing, *supra* note 19, at 410)。集団と個人の境界線の線引きの問題は、実は、綿々と続いている憲法問題である。例えば、サッチャー時代には、スト権確立には全組合員の投票とその過半数の賛成が必要であると法により定められた。この問題は、団結禁止にまで遡る本質的な憲法問題である。集団と個人の「対立」と「矛盾」も歴史の中で「連続」する。
- (39) 詳しくは、最新の研究成果として、参照、Dorey & Kelso, *supra* note 35, at 33-9.
- (40) ソルズベリー慣行とは、労働党が選挙マニフェストで公約した法律については、貴族院は国民の支持があったとみなして、これに反対しないが、マニフェストにない政策については、賛否につき、完全なフリーハンドを有するとする。1964年、貴族院の保守党リーダーであったソルズベリー卿 (the 5th Marquess Salisbury) が貴族院で述べた演説が始まり。Dorey & Kelso, *supra* note 34, at 64; Robert Shepherd, Salisbury 5th marquess of ('Bobberty') in Ramsden ed., *The Oxford Companion to Twentieth-Century British Politics* 576 (Oxford U. P., 2002)。
- (41) 前掲 (35) のDorey & Kelsoの仕事に加えて、最新の貴族院改革関連の動向については、田中嘉彦・前掲 (17) 論文が優れている。
- (42) Ewing, *supra* note 19, at 410.
- (43) アトリの政治的軌跡については、参照、梅川正美・阪野智一・力久昌幸編著、『イギリス戦後政治史』、ミネルヴァ書房、2010年、17頁以下 (梅津實執筆)。Ramsden, *supra* note 40, at 32-4 (written by Patrick Renshaw)。
- (44) Ewing, *supra* note 19, at 411.
- (45) S. Cripps, *Democracy Up-to-Date* 77 (G. Allen & Unwin, 1940)。
- (46) 周知のように、特別委員会制度が設置されるのは、40年後の1979年のことである。奥村牧人「英国下院の議事日程改革—バックベンチ議事委員会の設置を中心に—」『レファレンス』、前掲 (17) 書、103頁。
- (47) 元山健「サッチャー主義覚え書き—社会民主主義的コーポラティズムの終焉—」、『奈良教育大学紀要』第34巻1号、43頁以下。
- (48) Ewing, *supra* note 19, at 417. 本稿は冒頭及び「付記」で述べているように、私にとっての同時代史をイギリス「戦後」憲法史としてまとめてみたいという問題意識から出発している。この作業を進める中で、既に11年前に書かれた本論文を再読して、70年代のイギリス政治・憲法史の位置づけの難しさ、興味深さを改めて教えられた。本稿での「社会」的なものへの言及は、ユーイングの本論文に教ええられるところが多かった。
- (49) 以下の論述は、上記のユーイング論文及び下記のプロンソンの著作に負うところである。N. Branson, *Poplarism, 1919-1925: George Lansbury and the*

- Councillors' Revolt* (London, Lawrence and Wishart, 1979).
- (50) Branson, *Id.*, at 204-210.
- (51) *R. v. Roberts, ex p. Scurr* [1924] 1 K. B. 514 at 522).
- (52) [1924] 2 K. B. 695 at 726.
- (53) *Roberts v. Hopwood* [1925] A. C. 578 at 594-596. Branson, *supra* note 49, at 217.
- (54) Branson, *supra* note 49, at 221. この「序曲」を終えるにあたって、ポプラ区事件の歴史的評価の転回を記しておこう。ブランソンによれば、ショーター・オックスフォード・ディクショナリイ (Shorter Oxford Dictionary) における本件の定義は、「1919年頃、区評議会が気前良く又は途方もない規模で、貧民のために救貧院外で行った救済、及びその後の地方税納税者に対して重い負担を課す類似の政策」であった。この定義は、やがて、「寛大な又は（言われているところでは）途方もない院外救済を行う政策であって、1919年又はその後、ポプラ区評議会が実施したような政策」と変わったという。ここには、重税＝地方税負担という一句はもう見えない。
- (55) Labour Party, *Let Us Work Together* (1974). 総選挙マニフェストについては、前掲 (13) の諸資料を参照されたい。
- (56) 国有化は、イングランド銀行、民間航空、電信、石炭、鉄道、長距離運送、電気、ガス、鉄鋼に及んだ。参照、梅川他、前掲 (43) 書、20頁以下。
- (57) ピーター・クラーク著、西沢保他訳『イギリス現代史1900-2000』名古屋大学出版会、2004年、215頁。梅川他、前掲 (43) 書、20頁以下。
- (58) Ewing, *supra* note 19, at 419. ピーター・クラーク、同上 (57) 訳書、71-2頁。
- (59) S. H. Beer, *Modern British Politics: A Study of Parties and Pressure Groups* 130 (Faber and Faber, 1969).
- (60) この間の経緯については、梅川他、前掲 (43) 書123頁。
- (61) Labour Party, *Britain Will Win With Labour*, 1974.
- (62) Ewing, *supra* note 19, at 422.
- (63) 白書は、*The Attack on Inflation* (Cmnd. 6151, 1975). 後者の法案は、1975年法として成立した。
- (64) *The Times*, April 7, 1976.
- (65) *Powley v. ACAS* [1978] 1. C. R. 123 at 135. ACAS (Advisory, Conciliation and Arbitration Service) は1896年に設置されていて、その後、制定法上のシステムになる。サッチャー政権期には役割を縮減されるが、それでも存続し、ブレア政権期に機能を新たに強化されて今日に至っている (www.acas.org.uk). 1975年雇用保護法は、このACASの勧告に従って、雇用者に対して団体交渉のために労組を承認すべきことを求める。
- (66) Ewing, *supra* note 19, at 426. ユーイングにとって「もう一つの制約」とは、財産の法であるコモン・ローを振りかざして、「法」の装いで「政治」に介入する裁判官政治のことである。しかし、私には、既にタイムズ紙の批判にもあ

るように、裁判官のACAS事件での強気な姿勢の背後には、議会制民主主義論、国民代表論など、イギリス憲法の自由民主主義的内容が控えていると思える。これはなかなか困難なテーマである。

(67) Labour Party, *The Labour Way is the Better Way* (1979).

(68) Labour Party, *New Labour: Because Britain Deserves Better* (1997).

(69) Dorey & Kelso, *supra* note 35, at 39, 64, 135. ドーレイらの研究は、自由党による1911年国会法以降の労働党が貴族院改革の具体案の提示で動揺を続けつつ、改革に至っていることを論証して興味深い。

(70) 梅川他、前掲(43) 卅、1頁。

(完)

(付記) 2011年度特別研究員(国内)として研究に専念する貴重な機会を与えてくれた法学部教授会に感謝したい。その研究課題は一言で言えば、現代イギリス憲法の研究であるが、具体的には、「戦後」のイギリス憲法史の研究を企図している。本稿はその序論である。